

焼津市総合計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 焼津市総合計画（以下「総合計画」という。）の実効性を高めるため、焼津市総合計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 総合計画の評価等に関すること。
- (2) 総合計画の推進に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めるもの。

(組織)

第3条 委員会は、5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 総合計画、総合戦略及び地方創生を推進するための分野において識見を有する者
- (3) 住民を代表する者
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、議長となり、会議を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面により意見を求めることができる。

4 会議に出席できない委員は、Webでの参加を認める。または、あらかじめ協議事項に係る意見等を記した書面を提出することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。